

時事新報

時事新報は一年三百六十五日も休刊無し

第二千九百四十四號
明治廿四年二月廿八日 土曜日
舊曆辛卯正月二十日 (乙酉)
出社時間
午前八時三十分
午後二時三十分
午後八時三十分
西曆一千八百九十一年

時事新報定價

時事新報一年三百六十五日一日も休刊せず其代價
運送料廣告料ハ左ノ如ク
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

時事新報廣告料前金

一行	五	十	十五	二十	二十五	三十	三十五	四十	四十五	五十
一行	五	十	十五	二十	二十五	三十	三十五	四十	四十五	五十

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一個月分金八圓にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受可し

時事新報

ニカラグワ運河餘論 二

世界の大勢に注目す可し
ニカラグワ運河の工事、就て淡水云々の異論あるも學理上取るに足らず、大體は前論に述べたれども、假りに一步を譲りて右の異論又は其他の故障にて運河の計畫は全く徒勞に歸するとするも、我輩が前日來論を重ねて論じたる如く我國人之に對する覺悟は一日も忽忽に増す可らず、抑も西洋諸國の人々が中央亞米利加の地峽を開鑿して東西大洋の航路を通ずるの計畫は一朝一夕の事に非ず、コロンブス以來新大陸の事に注意したる人々は、何れも地峽開鑿の必要に思ひ到らざるものなく、近代に至りて最も名あるものは米國大統領アダムス及佛帝ナポレオン三世にして、ナポレオン三世の如きは其未だ帝位に即かざるの前、ハム城の幽囚中に既に亞米利加地峽の開鑿に熱心し、今のニカラグワの邊に運河を開き、之にナポレオン運河の名を附せんとて、精確なる計算を爲したりと云ふ、其後米國中にも此事を企てたるもの少からざれども、何れも實際の着手に及ばずして止みたり以上はニカラグワ運河の計畫あれども、之と計畫を異にして其目的を同ふしたるは米國の技師カピタンニール氏の計畫、運河運道と彼の有名なるパナマ運河の開鑿にして前者は其後、問もなく發起者の死亡と共に計畫も立消たれども、後者は佛人レセツア氏の監督の下に工事を起して進歩も著しかりしが中途にして其設計に困難あるを發見し更に工費を變じたりとも費用の積かざるが爲め一昨年を以て中止を告じ、かば即ち今回のニカラグワ運河は、其の好機會に乗じ、米人宿昔の計畫を實にせんとし、着手したる者あり、右の由來は、兎も角も爰に文明進歩の大勢を察するに器械の用法、漸く巧みたる共に海陸運輸の便は日に増加し、東西の航路も昔日の如く迂回難漫の道に安んずることを、所しとせず、蘇士運河の如き即ち此大勢の爲めに歐亞間の屏障を破りたるものにして、世界日新の進歩は、區々たる天然の故障に遮られて永く屈す可きに非ざれば、亞米利加の地峽も早晩その勢に迫られて開通するの日はあるや、疑ふ可らず、蓋し從來西洋と東洋との關係は、重に歐州の諸國が殖民政略を行ふが爲めに、彼の國々に於ては、時を待たずして保護艦隊を送るに過ぎず、實際の利

害は左きで重大ならざりしものと、概近に及んで、は東洋諸國の氣運日を逐ふて開くると共に、東西商賣上の交通も次第に繁多を致して、次第に密著するを得ず、即ち人事の要用に促さるる所のものにして、蘇士の運河は既に開通しかば、獨り南北亞米利加の間を天然のまゝに放棄し、歐洲西部の諸港又は亞米利加の東岸より太平洋の西岸に航するに、幾の地峽に支へられて幾千百里の路を迂回するが如き迂遠の談ある可きや、文明世界の奇相ありと云はざるを得ず、左れば地峽開鑿の計畫は、人力の企なりと云ふも、實は世界の大勢を以て人を動したるものにして、然かも其勢は年を経るに隨ひ次第に進行して、今は殆んど切迫の場合に立至りしものと、なれば斯る天然の故障は一日も其態に捨置可らずして、例へばニカラグワの運河の功を奏せざるも、更にパナマの開鑿を再企するものある可し、パナマの開鑿成らざる時は、更に運道運道計畫するものある可し、何れにしても地峽天然の障妨は、今後數年を出でずして、人力に破開せらる可きものと、我輩が世界の大勢に鑑して、萬々疑はざる所あり、而して日本人が之に對する覺悟は如何と云ふに、元來我國は太平洋に面し、東洋中の好地位を占むるものあれば、地峽の開否如何に就ては、其利害の關する所極めて大なるものあり、若しも國力の許す限り、に於ては他人の力にのみ依頼するを要せず、自ら進んで其開鑿に着手し、世界に日本人の名譽を博すと、共に國の貿易の繁昌を謀るものと、願はしけれども、今や米國人が既に之に着手し、今後五年を期し成功の見込にて、其目的は確實なりと云ふ、幸ひ國內の等役者は、目下生活に苦しむもの多く、又金満家の金の用途に窮するものも少からざるものと、あれば、一衣帯水を隔つる對岸の地に大工事の起るを機會と爲し、我資本勢力を供給して之を助くるものと、私利の爲めにも國益の爲めにも、肝要なる可し、云々とは右の工事に對する我輩の所望なれども、其工事の如何は、姑く擱き、世界の大勢に於て、東西航路の全通は、近きに在る可きが、故に其衝に當る我日本國人は、殊り覺悟して、機會に遇れざるの用意、今より肝要なる可し (畢)

官

農商務省訓令第五號

兵庫縣 其縣下官林ノ内今般生野嶺山備林トシテ御料地ニ編入相成タルニ付、官内省ニ於テハ右掛官更ニ體札ヲ渡置キ、巡視ノ際有害ノ鳥獸ヲ除ク爲メ該御料地内ニ限り銃藥ヲ許シ、來三月一日ヨリ實施スル等ニ付、此旨心得ヘシ、但、獵札體形ハ明治二十三年三月本省訓令第十九號ノ通り

明治廿四年 二月廿七日

農商務大臣陸奥宗光

選信省訓令第二號

北海道廳 府廳 明治二十三年九月省訓令第三號電信柱敷地手當金ノ誤拂還渡金收納ニ係ル取扱手續第二項左ノ通改正シ、更ニ三項四項ヲ追加ス
明治廿四年 二月廿七日 選信大臣伯爵後藤兼二郎

二、會計規則第三十條ノ收入報告書ハ、毎月七日同則第九十五條ノ計算書ハ、翌年度九月三十日同則第九十七條ノ計算書ハ、翌年度十月十日迄ニ當省へ提出スルヘシ
三、稅外諸收入規程第五條ノ確定額明細書ハ、翌年度九月三十日迄ニ當省へ提出スルヘシ
四、北海道廳長官府廳事務ハ、收入官吏ヨリ會計檢査院へ提出スル收入計算書ハ、收入簿提出納計算書ハ、現出納簿ト照合シテ符合ヲ要ス、タル保證書ヲ附シ、會計檢査院へ之ヲ送付スルヘシ
選信省訓令第二號(明治二十三年九月三十日)抄録
第一項 會計規則第三十條ノ收入報告書ハ、翌月十五日同則第九十五條ノ計算書ハ、翌年度九月三十日迄ニ當省へ提出スルヘシ

雜報

○北海道廳亦地方議會の設立を望む 北海道の札幌、函館、小樽、根室等の有志者は帝國議會に請願する所あらんとて、各々委員を上京せしめたるが、其請願の全體には多少の相違もあれど、地方議會の開設を希望するの一點に至りては、孰れも同一なる由、然るに此地方議會を開設する事は、獨り前記の有志者のみに止まらず、道廳の長官等にありても、亦是を希望し居る事にて、此程已に内務大臣へ向け意見を具申に及びし、この事あるが、其要旨は本道の經費中、地方經濟に屬するものを分給し、地方議會を起して之が收支を議決せしむるは、實に至當の事に、從來國稅に屬せしめある水産稅を他府縣と同様に地方稅に引移し、且つ鹽課警費兩費の内へ若干の補助金を下附すとせば、地方經濟も是迄に比して別に大差無く經營するを得べしと云ふに在る趣にて、道廳にては衆議院の建議案と云ひ、各有志者の請願と云ひ、何時開設の實を見るも、測り難ければとて、豫め議會の組織其他に關し、目下頻りに取調中なりと云ふ

○新東京手形交換所 是を委員長も確定して、萬端の用意も、調ひたるに付き、昨日委員長より、急々三月二日より開始の旨を大藏省に届出て、尙ほ其旨を日本銀行へも通じたるよしにて、交換期限は午前十時より同三十分迄三十分間ありといふ

○株式取引所の定款并に申合規則改正 先頃米商株式兩取引所が營業延期許可の際、定款并に申合規則改正の方案を其筋に差出したるが、今般東京株式取引所は右の方案に従ひ諸規則を改正して、此程重役并に委員の協議を経たるに付、尙ほ大坂、京都等の株式取引所の意見を、も問ひ不日株主總會を開いて逐條審議に附し、異議なければ直ちに農商務省に改正の備を出願する等ありと

○炭礦鐵道會社の拂込金募集 北海道炭礦鐵道會社は、今般第五回目の拂込金を募集せんと、の議ありて、昨日重役は府下兜町の支社に、打寄り協議を遂げたる由あるが、昨今同株が一時的に好景氣にも似ず、稍やボンヤリにて、少し引縮みの市況あるは、全く右拂込の噂を氣構へてのみとあるべしと云ふ

○肥料見本約定取引 以兼て同業者中にも其必要を感し居たるが、新取引所條例の存する限りは、表立ちて取引所を設立するに、行き兼ねる處あるに付、先づ同業者中にて、内規を定め置かんとて、此程來肥料見本約定取引規則の粗立に従事し居たるが、愈々脱稿したるに付、昨日組合の定式會を開き、逐條協議を遂げ、相續り次第同業者に限り規約に従て見本取引を爲し、尙ほ定期買賣をも爲す等なりと云ふ

○キリン酒會社株主總會 横濱の同會社は、去る廿五日を以て株主總會を開き、昨下半年期間營業の模様及び決算の報告を爲したるが、昨年は該業の一般に不結果ありしにも拘らず、同社は中々に結果よく、純益金一萬六千圓に達したるに付、其内より諸積立金を引去り、同期中六

分之れに、前尙は重役の兩氏再選、時々品留分、しめ一層、日本勞働、り神田連、修正を議、七時頃散會、昨年の夏、道を敷設、は鐵路を通、沿道人民の、あらざるべ、定し、可を待居、查せしめ、他の民有、に地方の、の樂を費、長は三百、の許可を、線路はコ、厦及常平、尿塘に至、び同水、又河水、羅廟の背、經て廣東、る天字馬、る地方は、きを以て、るに至ら、して容易、も抑々右、交通の便、功するも、は勿論、かかるべ、る所以、主要の地、鐵道を敷、移殖する、のあり右、外國人に、○清、北清地方、たしたる、の近狀如、總督李伯、委しく地、直謀の所、項を被、りど勿論、するふと、救ふ爲め